

職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

第204回国会で改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しているだけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延にともなう新たな業務も発生しています。第200回国会で給特法が改正され上限規制が導入されたものの、日教組「20年学校現場の働き方改革に関する意識調査（Web調査）」では、週当たりの平均勤務時間が60時間15分（持ち帰りを含む）となっています。依然として時間外勤務は週平均20時間15分で、月に換算すると過労死ライン（月平均80時間）を超えている長時間労働となっています。加えて、2023年4月から段階的に定年引上げが行われますが、学校現場に円滑に導入するためにはすべての教職員が定年まで働けるよう条件整備が喫緊の課題です。学校の働き方改革やゆたかな学びの保障を実現するためには、22年度から導入が予定されている小学校高学年の教科担任制における教員の定数増をはじめ、教員の持ち授業時数の軽減にむけた上限設定や加配の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善が必要です。また、子どもの学習権を保証し、安全・安心な教育環境を実現するためには、ICT環境整備をはじめとした教育予算拡充が不可欠です。

2022年度教育予算において、次の事項の実現をはかるよう要請いたします。

記

1. 全国的教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の国負担率2分の1への復元を行うこと。
2. 小学校における教科担任制への教員配置増を含め、子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ教職員定数改善計画を策定して、以下の教職員定数改善を行うこと。
 - ① 小学校3年生の35人学級実施にあたっては、加配教員の付け替えを行うことなく必要な教員数を配置すること。
 - ② 小学校高学年の教科担任制のための教員配置改善を行うこと。
 - ③ 学校の働き方改革推進にむけ、小学校では20時間、中学校では18時間、高等学校では16時間など持ち授業時数の上限を設定するとともに、それにとともなう教員配置改善を行うこと。
 - ④ 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」をふまえた1学級の幼児数となるよう教職員配置改善を行うこと。また、養護教員等の配置を行うこと。

- ⑤ 養護教員、栄養教員の配置基準の見直しを行い、それにもなう配置改善を行うこと。当面は、加配教員の増員を行うこと。
- ⑥ 事務職員の中学校区ごとの共同学校事務室加配配置改善及び職務・職責の変更にもなう小中学校への省令事務長マネジメント加配を新設すること。また、高等学校事務長の基礎定数を改善すること。
- ⑦ 通級指導を実施するすべての高等学校への複数の教員加配改善を行うこと。
- ⑧ 実習教員、寄宿舎教員、現業職員、学校司書の配置改善を行うこと。
- ⑨ 中学校・高等学校での35人学級の早期実施とさらなる少人数学級の実現による配置改善を行うこと。また、定時制高等学校における20人以下学級の実現による配置改善を行うこと。

3. 学校現場における働き方改革等にむけ、必要な予算を確保すること。

- (1) 22年度実施予定の教員勤務実態調査については、地域実態を通年で把握すること。また、それにむけた十分な予算措置を行うこと。
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、ICT支援員、図書館司書、特別支援教育支援員、看護師、介護職員などの配置拡充・処遇改善を行うこと。

4. 教育予算の確保を行うこと。

- (1) GIGA スクール構想のICT環境整備については、ソフトウェア費、保守・機器更新費、光熱費などの予算措置をはかること。同時に、社会的インフラとして、自治体単位で情報アクセス環境を整備すること。また、「一人1台端末」についても、すべての高校生を対象とした上で早期に配備すること。
- (2) 小学校35人学級編制のための教室整備に十分な予算措置や改正バリアフリー法にもなう施設設備改善のための予算措置などを行うこと。
- (3) 学校給食衛生管理の基準を遵守するため、給食調理場の空調設備などの改善充実並びに人員配置のための予算措置を行うこと。
- (4) 高校授業料について、国際人権A規約の趣旨をふまえ無償制に復元すること。当面は、高等学校等就学支援金制度など、修学支援制度の拡充、奨学のための給付金の増額をすること。また、大学授業料の軽減と授業料免除対象者の拡大と大学生に対する給付型奨学金の拡充等を行うこと。
- (5) 定時制・通信制高校における就職支援員や日本語指導員などの人員配置を講ずること。
- (6) 東日本大震災の「被災児童生徒就学支援等事業」について、引き続き全額国庫負担支援による十分な就学・修学支援に必要な予算確保をはかること。また、支援内容が変更となった「地震・津波被災地域」についても、「原子力災害被災地域」と同様の支援内容とすること。
- (7) 大規模災害の災害等の理由により就学・修学が困難な子ども対象の「被災児童生徒就学支援等事業」について引き続き継続すること。
- (8) 就学援助制度の拡充、特別支援教育就学奨励費の増額及び支給対象を高等学校まで拡大するとともに要件の緩和をすること。

- (9) 「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定するとともに予算の増額をはかること。
- (10) 教職員の勤務実態と職務の複雑、困難及び責任の度の高まりに即した給与改善のための予算措置を行うこと。
- (11) 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
- (12) 国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年6月28日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
文部科学大臣